

平成 28 年 12 月 9 日

子育て支援に関する行政評価・監視
—子どもの預かり施設を中心として—
〈結果に基づく勧告〉

総務省では、待機児童の解消につながる子どもの預かり施設の効果的な整備を図る観点から、子ども・子育て支援に関する計画の作成状況や施設の整備等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

(連絡先)

総務省行政評価局 評価監視官 (厚生労働等担当)

担 当 : 長澤、亀田、對馬

電 話 : 03-5253-5453 (直通)

F A X : 03-5253-5457

E-mail : <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

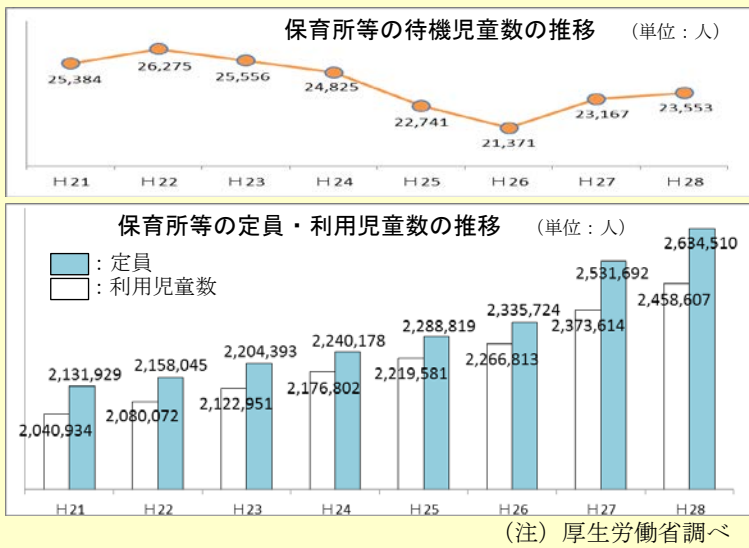
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h28.html

子育て支援に関する行政評価・監視—子どもの預かり施設を中心として—の結果に基づく勧告（概要）

背景

勧告日：平成28年12月9日 勧告先：内閣府、厚生労働省

- 共働き世帯の増加や3世代世帯の減少などを背景に、子育て世帯では保育所等の施設利用の需要が増加
 - 国は、平成25年に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、保育所整備費の補助率を上げるなどにより市町村への支援を強化。また、平成27年4月からは「子ども・子育て支援新制度」を開始し、小規模保育施設を認可事業とするなどにより、保育所等の施設整備を推進
 - 保育所等の定員等は目標を上回って整備が進むものの、待機児童数は8年連続で2万人超（待機児童数：2万3,553人（H28. 4. 1））
 - 待機児童の解消につながる子どもの預かり施設の効果的な整備等を図る観点から調査を実施
- <調査対象機関> 4府省（内閣府、厚生労働省、文部科学省、財務省）、19都道府県、66市町村（5特別区を含む）、179預かり施設（41保育所、37小規模保育施設等、20認定こども園、21幼稚園、21病児保育所等、20放課後児童クラブ、19放課後子供教室）、関係団体等
- <実地調査時期> 平成27年8月～11月



課題等

主な調査結果

主な勧告

1 地域の実情に即した市町村子ども・子育て支援事業計画作成の推進

適切に施設整備を進めるためには
需要の的確な把握が必要

住宅開発等の情報や市町村域を超えた施設の広域的な利用状況等の計画への未反映など、子育て支援の需要の把握が不十分

より正確な需要把握に基づく計画の作成
(内閣府)

2 施設整備の推進

新制度により導入された仕組みの
効果的な推進が必要

小規模保育施設等の整備において、卒園後の受皿となる連携施設の確保に向けた市町村の支援が不十分

実行性のある連携施設の確保に向けた支援の推進
(厚生労働省)

3 情報公表の推進

保護者の施設選択に資する情報の
公表

各市町村が整理している待機児童数は、育児休業中の者などを含めるか否かが市町村により異なっており、横並びでの比較が困難

待機児童数の範囲の明確化とそれを踏まえた入所保留児童数の公表
(厚生労働省)

1 地域の実情に即した市町村子ども・子育て支援事業計画作成の推進（需要の的確な把握）

制度概要

- 市町村は、法律や指針に基づき、平成27年度から5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、施設整備等を推進
- 計画には、支援事業等の「量の見込み」と「確保方策」（「量の見込み」に対応する提供体制の確保の内容及び実施時期）を記載

調査結果

結果報告書 P54～62

◆「量の見込み」が不十分であったり、「確保方策」が実態と合っていない例があり、適切な施設等の整備が進まないおそれ

事例1) 保育の認定に関する基準（就労時間要件等）の緩和による需要の増加を見込んでいない。

事例2) 住宅の大規模開発等による需要の増加を見込んでいない。

事例3) 過去の利用実績より少ない「量の見込み」が算出されるも、利用実態に合った補正をしていない。

→補正事例について情報提供を求める意見あり（7市町村）

事例4) 施設における定員の上限を超えた「確保方策」を設定している。

勧告

（内閣府）

○潜在的な需要を含めた「量の見込み」の算出及び実態に即した「確保方策」の設定を市町村に要請

○「量の見込み」の算出に資する補正事例の情報を市町村に提供

結果報告書 P62～67

◆市町村域を超えた施設の広域的な利用状況が計画に反映されていないため、需給調整（注）に影響が出るおそれ

（注）需給調整とは、需要（量の見込み）と供給（確保の状況）を踏まえた施設の認可を行うこと。

・66市町村のうち、49市町村が施設の広域利用の状況を未反映

・他方、広域利用を計画に反映している17市町村の中には、反映に当たって市町村間で未調整のもの（2市町村）や都道府県の計画との間で数値が不整合なもの（1市町村）あり

・なお、病児保育施設では、広域利用に関する市町村間の調整の結果、稼働率が向上した施設あり（70.5%→94.5%）

病児保育施設の稼働率の状況（H26年度）
（調査対象市町村の施設における平均値）

〔 広域利用者を受け入れている施設 〕	>	〔 広域利用者を受け入れていない施設 〕
51.7%		36.7%

（内閣府）

広域利用の状況を市町村計画に反映することについて、市町村に対しては関係市町村と必要な調整を、都道府県に対しては必要に応じて市町村に助言するよう要請

2 施設整備の推進（小規模保育施設等の整備の推進）

制度概要

- ・小規模保育施設等（原則、2歳以下・定員19人以下）は、新制度において認可事業に位置付けられ、新たな待機児童解消対策として期待されているが、いわゆる「3歳の壁」（3歳以降、保護者が新たな預け先（卒園後の受皿）を探す必要が出てくること）が課題
- ・適正かつ確実な保育の実施及び3歳以上での保育の継続的な提供のため、「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園後の受皿」の3要件を満たす連携施設（認可保育所等）を確保することを小規模保育施設等に義務付け（5年間の経過措置期間あり）

調査結果

◆連携施設の確保に向けた市町村の支援が不十分

結果報告書 P123～128

- ・小規模保育施設等の認可実績がある44市町村において、連携施設が確保できていない小規模保育施設等は約3割（253/931施設）
- ・調査対象小規模保育施設等における連携施設の確保状況

連携施設を確保済	27	連携内容を書面で確認	20
		3要件全てを設定	11
		1つ又は2つの要件を設定	9
		うち、「卒園後の受皿」の要件を設定	4
		うち、「卒園後の受皿」の要件を未設定	5
		連携内容を口頭で確認	7
連携施設を未確保	8	(注) 実地に調査した小規模保育施設等のうち、特定の施設の確保状況及び連携内容の確認方法が把握できた35施設について整理している。	
うち、今後も確保の見込みなしとするもの	5		

- ・連携施設の候補となる保育所等の中には、制度の理解が不足しているところあり（18/82施設）
- ・小規模保育施設等に連携施設を紹介するなどの市町村による支援が十分でない。
→5年間の経過措置期間の状況を確認してから対策を検討するとする市町村あり（11/44市町村）

◆連携施設が確保されていても連携内容の実行性が担保されていないおそれ

- ・小規模保育施設等と連携施設が離れている（移動距離5km以上が21.3%（34/160施設））
- ・連携施設が離れていることを理由として、連携施設以外に入所している卒園児がいる小規模保育施設等あり（3/11施設）
- ・連携内容に関する施設間の協定が口頭のみ（7/27施設）
- ・連携内容の実行性について認可時に市町村が未確認（10/44市町村）

勧告

(厚生労働省)

○実行性のある連携施設の確保に向けた支援を市町村に要請

○効果的な支援方策について市町村に情報を提供

3 情報公表の推進（保護者の施設選択に資する待機児童数等の公表）

制度概要

- 厚生労働省は、待機児童数に関する調査を毎年2回（4月及び10月）実施し、その結果を公表。この調査の中で待機児童数の範囲を提示
- 平成28年9月、厚生労働省は、保育施設等の利用申込者数全ての状況（入所保留児童数を含む。）を公表

- (注) 1 厚生労働省では、保育施設の利用申込みがされているが、利用していない者から一定の要件に該当する者を除いたものを「待機児童」と定義
2 本報告書では、上記「待機児童」から、一定の要件に該当する者を除く前のものを「入所保留児童」と定義

調査結果

結果報告書P186～189

◆待機児童数は、その範囲が市町村間で異なっており、横並びでの比較が困難

〈調査対象市町村の待機児童数の範囲の設定状況〉

	厚生労働省の方針	市町村の取扱い	
		待機児童数に含める	含めない
育児休業中の者	待機児童数に含めるか否かは市町村の裁量	16市町村	50市町村（※）
地方単独保育事業（注）等において保育されている者	待機児童数には含めない	5市町村	61市町村

（注）地方単独保育事業：いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの

（※）50市町村の中で、待機児童に含めていない育児休業中の者が最大となっている市町村では、その人数は379人であった。（平成27年4月時点）

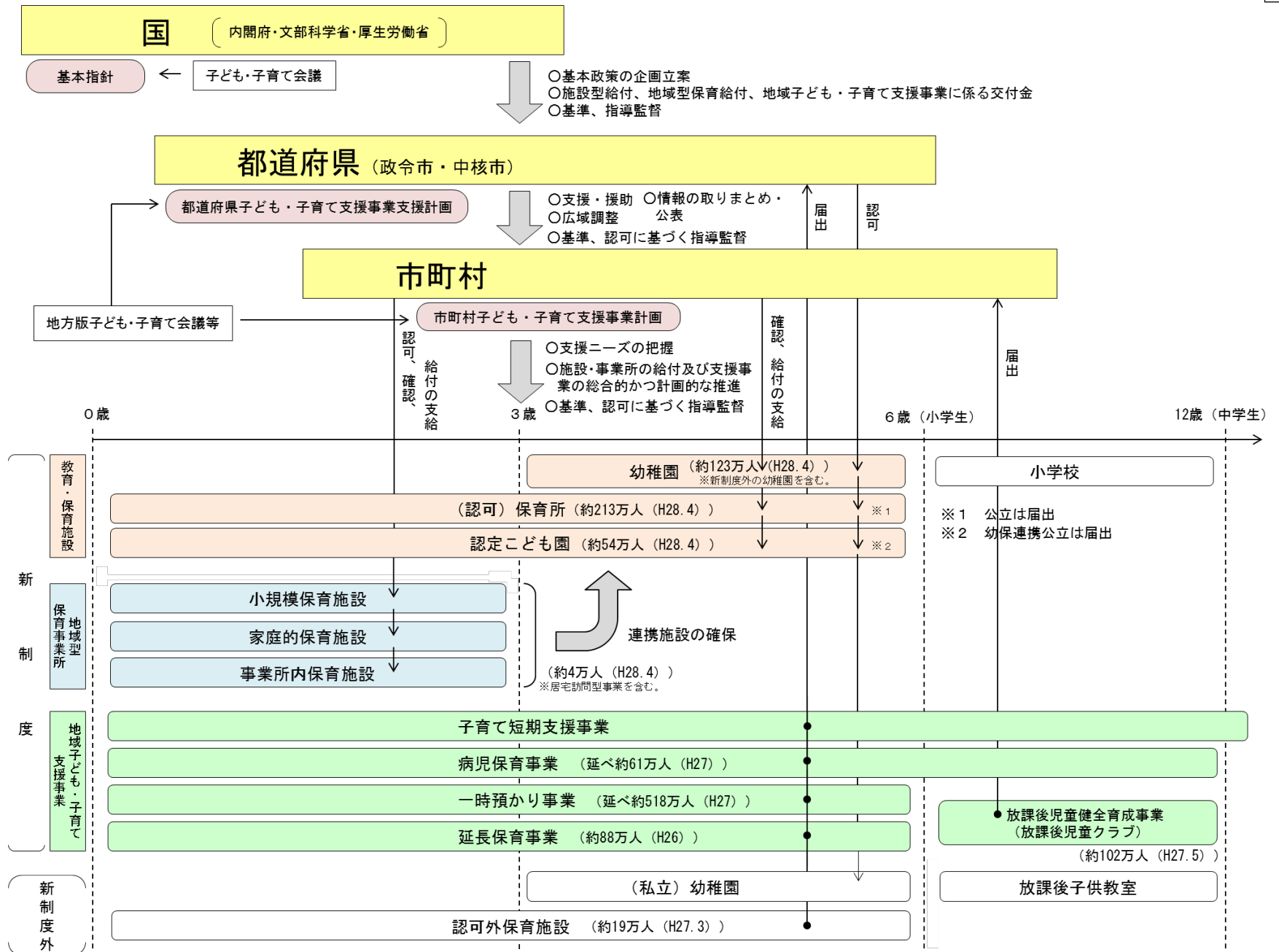
◆平成28年9月に厚生労働省が公表した待機児童数等の調査結果においても、育児休業中の者を待機児童数に含めているか否かが不明

勧告

（厚生労働省）

待機児童数の範囲の明確化とそれを踏まえた入所保留児童数の公表

子ども・子育て支援関係機関関係図（本行政評価・監視に係るものを中心として）



（注）公表資料等を基に当省が作成した。

① 保育拡大量の実績値の推移等

	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
保育拡大量 (A)	35,785 人	48,641 人	72,430 人	147,233 人	94,585 人
(注) 1 厚生労働省の「待機児童解消加速化プランの状況について」(平成27年9月29日公表)及び「待機児童解消加速化プラン」集計結果(28年9月20日公表)に基づき、当省が作成した。					
2 「待機児童解消加速化プラン」では、緊急集中取組期間(平成25・26年度)で約20万人分の保育の整備が目標とされていた。					
3 「保育拡大量(A)」とは、市町村において整備された保育所等の定員の増加人数の実績値を示す。また、「計画値(B)」とは、「待機児童解消加速化プラン」に基づき市町村が作成している「待機児童解消加速化計画」等において、当初見込んでいた計画値を示す。					
計画値 (B)				118,803 人	81,872 人
保育拡大量と計画値との差 (A-B)				+28,430 人	+12,713 人

② 調査対象市町村における待機児童解消加速化計画の達成状況

(単位：市町村)

保育の整備量(人)の目標達成状況		うち、待機児童数削減目標の達成状況	
		達成	未達成
達成	28	6	22
未達成	22	5	17
合計	50	11	39

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象市町村のうち、待機児童解消加速化計画を作成していない等の16市町村を除いた50市町村について、整理した。
 3 待機児童解消加速化計画には保育所等の整備量及び待機児童数についての目標値(見込み)及び実績が記載されている。
 4 表の目標達成状況は、平成26年度に作成した待機児童解消加速化計画の目標値(見込み)と27年4月1日現在の実績を比較したものである。

未達成の主な理由(保育の整備量(人)を達成しつつも、待機児童数削減目標が未達成であった市町村からの回答)

- 1) 想定した以上の潜在的需要の顕在化
- 2) 施設整備により保護者の期待が高まるなど新たな需要が掘り起こされた
- 3) 社会的要因(女性の社会進出、3世代世帯の減少等)による保育需要の増加